

墓地の経営の許可基準の概要

許可基準	新設及び変更	根拠
許可の基準	(1) 設置場所及び構造設備の基準に適合すること。 (2) 次に掲げる墓地等のいずれかに該当すること。 ア地方公共団体が設置し、経営しようとする墓地等 イ市内に事務所を有する宗教法人が設置し、経営しようとする墓地等 ウ墓地等の経営を行うことを目的として設立された公益財団法人が設置し、経営しようとする墓地等 エ認可地縁団体が現に経営する墓地又は納骨堂を移転し、又は統合することを目的として設置し、経営しようとする墓地又は納骨堂 オ認可地縁団体が市から譲与又は譲渡を受けて経営しようとする墓地 カ山間、へき地等に居住している者で、付近に利用することができる墓地又は納骨堂がない者が、自己又は親族が利用するためにその居住する山間、へき地等に設置し、経営しようとする小規模な墓地。 キ災害の発生、公共事業の施工等により小規模な墓地を移転するとき、その他市長が必要があると認めるときに設置する小規模な墓地 (3) 宗教法人又は公益財団法人については、墓地等を経営するために必要な経理的基礎を有していると市長が認めるものであること。 (4) 経営の許可又は区域の拡張を伴う変更の許可の申請の前に、事前届出、標識の設置、説明会の開催等の手続きが済んでいること。 <u>※ただし、オからキのいずれかに該当することにより経営しようとする又は経営する墓地及び寺院、教会等の既存の境内地に設置し経営しようとする又は経営する墓地を除く。</u> (5) 許可申請者と墓地等の周辺の地域に居住する者等との間に経営の許可に係る墓地等についての公衆衛生その他公共の福祉に関する紛争が認められないこと。	条例 12 条・14 条 条例 12 条 〃 条例 12 条・14 条 及び 17 条・18 条 ・19 条 条例 12 条・14 条
設置場所の基準	(1) 墓地を経営しようとする者が所有し、又は所有が見込まれる土地（地上権、抵当権その他の墓地の経営に支障を来すおそれのある権利が設定されていない土地に限る。）内であること。ただし、墓地を経営しようとする者が地方公共団体であるときは、この限りでない。 (2) 住宅、学校、病院、店舗その他これらに類する施設の敷地から 100 メートル以上離れている場所であること。 <u>※ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当するときはこの基準を適用しない。</u> <u>①寺院、教会等の既存の境内地に墓地を設置する場合において、墓地が塀等により外部と明確に区分され、住宅等から容易に墳墓が見えないとき。</u> <u>②墓地が山、崖等で遮蔽され、住宅等とは全く別の環境にあり、住宅等から墓地が見通せないことが明らかであるとき。</u> <u>③墓地の敷地から 100 メートル以内の範囲に存する全ての住宅等の所有者及び居住者から墓地の経営に対する同意が得られたとき。</u> (3) 河川、海又は湖沼からおおむね 10 メートル以上離れている場所であること。 (4) 飲料水を汚染するおそれがない場所であること。 (5) 主要な道路から支障なく往来できる場所であること。	条例第 4 条 条例第 4 条 (規則第 3 条) 条例第 4 条 〃 〃
構造設備の基準	(1) 墓地の外側から墳墓が見えないようにするための密植した樹木の垣根等を設けること。 (2) 雨水等の停滞を防止する排水設備を設けること。 (3) 砂利敷きその他の方法によるぬかるみを生じない構造を有する適当な幅員の通路を設けること。 (4) 給水場及び廃棄物集積場を設けること。 (5) 管理棟等の構造物を設ける場合にあっては、当該構造物の外観を周囲の景観と調和の取れたものとする。 <u>※ただし、以下の場合には基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。</u> <u>①設置場所の基準 (2) から (5) までの全ての基準を満たすとき。</u> <u>②小規模な墓地を設置するとき。</u>	条例第 5 条 〃 〃 〃 〃 (規則第 4 条)
墓穴の深さの基準	埋葬における墓穴の深さは、2 メートル以上を基準とする。	条例第 6 条